

千葉県環境審議会 環境保全推進計画部会
第一回大気環境保全専門委員会

平成19年5月25日(金) 10:00～
千葉県総合保健医療センター4階会議室

議 事 録

【司会】

各委員さんがお見えになられましたので、ただいまより平成19年度第一回大気環境保全専門委員会を開催いたします。

委員の皆様におかれましては、お忙しい中、ご出席をいただきまして誠にありがとうございます。私は、司会を務めさせていただきます、環境規制課の須藤と申します。よろしく願いいたします。

会議に先立ちまして、環境規制課長よりご挨拶を申し上げます。

【環境規制課長】

挨拶

【司会】

委員・オブザーバー・事務局の紹介
資料1～4、参考資料1～5の確認
議事の進行について

【環境規制課長】

委員長・副委員長の選出に先立って専門委員会の趣旨を説明してください。

【事務局】

専門委員会の趣旨説明(資料1)

議題1：委員長及び副委員長の選出について

【環境規制課長】

千葉県環境審議会運営要綱第6条第5項の規定により、委員の互選により委員長及び副委員長を定めることとなっておりますが、いかがいたしましょうか。

【中西委員】

立本委員を委員長に、桑波田委員を副委員長に推薦します。

【環境規制課長】

委員の皆様、いかがでしょうか。

【各委員】

異議なし

【環境規制課長】

立本委員、委員長職を、また桑波田委員、副委員長職をお受けいただけますか。

【立本委員及び桑波田委員】

承諾

【環境規制課長】

それでは、委員長には立本委員、副委員長には桑波田委員にお願いいたしたいと存じます。それでは、私は任を終わりにさせていただきます。皆様方のご協力ありがとうございます。

【司会】

それでは、立本委員は委員長席の方へ、桑波田委員は副委員長席の方へ御移動願います。

ただいま、委員長、副委員長が選出されましたので、ここで、それぞれより御挨拶をいただきたいと思います。立本委員長よりお願いします。

【立本委員長】

立本でございます。ただいま中西委員からご推薦いただき、大役を引き受けることになりました。よろしくお願ひしたいと思います。昨日でございますが、うちの保健の先生と一緒に今麻疹が流行っているということで対応策はないのか、という話で、とんち的に空気をなくせばいいのではないかとということで大笑いで終わったのですが、こういうように笑いで終わるような大気の状況になればいいなと思います。皆様のお力をお借りいたしまして、千葉市民が少しでも快適な生活ができるように英知を出していただき、ご協力お願いしたいと思います。

【司会】

ありがとうございました。続きまして、桑波田副委員長お願いいたします。

【桑波田副委員長】

環境パートナーシップちばの桑波田と申します。グループは、環境保全を推進する活動をしておりまして、そこで事務局長をしております。県の方でVOCに関する条例の促進の検討委員会がありまして、そのところで参加させていただきました。私は一つの家庭を預かる主婦ということで、光化学スモッグが出ない、子供たちが外で思いっきり遊べる空気がいっぱい吸える環境ができるように、千葉市でもその方向でお手伝いさせていただきますと思います。微力ですけれどもよろしくお願ひします。

【司会】

どうもありがとうございました。それでは、これからの議事の進行につきましては、立本委員長様、よろしくお願ひします。

【立本委員長】

それでは、議事に入る前に公開の話がいろんな委員会でもお話があるかと思いますが、議事の公開につきましてはどのようにいたしましょうか。事務局のほうで何か。

【事務局】

公開について説明

【立本委員長】

事務局の方で御説明がありましたように、原則といたしまして公開ということで、特に問題のある点につきましては、その都度、委員の方々のご意見も入れて非公開とするということもありうるということで進めさせていただいてよろしいでしょうか。

では、そのように原則として公開ということにさせていただきます。

議題 2：(仮称)千葉県揮発性有機化合物の排出及び飛散の抑制のための取組の促進に係る条例制定のあり方について

【立本委員長】

それでは、早速ではございますけれども、議事に入らせていただいて、議題の 2 でございますけれども、「(仮称)千葉県揮発性有機化合物の排出及び飛散の抑制のための取組の促進に係る条例制定のあり方について」ご説明をしていただきたいと思いますけれども、事務局から説明をお願いいたします。

【事務局】

資料の 2、資料の 3 について説明

【立本委員長】

ありがとうございました。ただいま趣旨説明等ございましたが、何かご質問等あるかと思えますけれども、少し後回しにさせていただきますして、本日は千葉県のほうからオブザーバーとして千葉県大気保全課の大気・特殊公害指導室の木村室長においでいただいているわけですが、県の方で本条例のあり方につきまして、千葉市は今回は第一回目ですが、少し先行して検討されているやに聞いております。ここで木村室長の方から制定に至った経緯、あるいはお力をお借りするというので、最初に説明をいただきたいと思えますけれども、皆さんいかがでしょうか。よろしゅうございませうかね。

では、よろしくお願ひしたいと思ひます。

【木村室長】

ご紹介いただきました木村でございます。県が先行しておりますので、ご説明の必要があると思っておりますけれども、市のほうからご依頼がございましたので、資料をまとめさせていただきました。表紙にございますとおり、大きな項目と致しましては、条例の制定に至った経緯、どんなことを審議したのかということ、千葉市、船橋市との連携について、今後のスケジュールについて、という項目になっております。

1 枚開けていただきますと、その内容ですけれども、最初の条例制定に至った経緯ですけれども、先程と重複する部分がございますけれども、常時監視測定結果ということで、県では昭和 5 2 年度から調査・監視をやっておりまして、現在 95 局測定局がある

んですけれども、平成14、16、17年度で光化学スモッグ注意報の発令日数が全国ワースト1位になってしまいました。しかも、13年度から17年度については、すべてワースト3の中に入っているという残念な状況でございます。それと併せまして、年平均値を見ても、全国的にオキシダントの濃度が上昇しているという傾向がございます。

これに対応いたしまして、大気汚染防止法の改正が平成16年5月26日、ちょうど3年前の明日になりますけれども、改正されまして昨年の4月1日に施行ということでございます。その内容を見ても、一つとして光化学オキシダントあるいはSPMの発生を抑制するというので、これの原因になっておりますVOC、これを排出抑制するというので、それと今までとちょっと違っているところが、政策のベストミックスというところなんですけれども、今までは法律で排出基準というものを決めましてその基準をオーバーしたら罰則をかけるというような規制だったんですけれども、それだけではなくて、事業者による自主的な取組を評価して促進するというスタンスが初めて入りまして、これを政策のベストミックスというふうに国のほうでは呼んでおります。

手段と致しまして、一つ目がまず全てのVOCの排出施設について自主的な取組を促進するというのが頭にありまして、その中で、大規模施設、これはVOCの使用量が年間50トン相当以上の施設ですけれども、これについては、排出濃度規制というものをやりますという手段で進めております。目標と致しまして、平成22年度までに固定発生源からのVOC排出量を平成12年度ベースで3割程度減少すると、その内排出濃度規制については1割、自主的な取組については2割というのが法律の内容です。効果と致しましては国のシミュレーションでは、光化学スモッグ注意報の発令レベルを超えない測定局数の向上ということで、現状で約6割超えないところがあるんですけれども、この対策によって約9割にしようということです。ですから、1割というのはまだ発令は残りますけれども、対策の効果とその負担ということを考えますと、とりあえずその辺がおとしどころかなということで決めたということでございます。

三つ目と致しまして、千葉県炭化水素対策指導要綱、先程も市のほうから説明がございましたけれども、指導要綱というものがありまして昭和61年度から指導を開始しております。この他に、公害防止協定が昭和60年度から入っておりますけれども、県の中ではこの指導要綱に対して一定の枠付けがなされました。それはにあります条例の整備方針というものなんですけれども、これは地方自治法ですとか行政手続法との関係がありまして、県民に義務を課し、又は権利を制限する内容の指導要綱については、三つの選択肢がございまして、それを選んでその中のどれかにしなさいということで、一つがもうやめてしまうということ、二つ目が規制する部分を削除して存続させるということ、三つ目が、条例化して制度としてきちんとしなさいということなんですけれども、私どものほうでは、環境濃度の現状が、先程言いましたとおり、5年間ワースト3に入っていたり、ワースト1位が3年もあったりという状況でしたものですから、条例化を

選んだという経緯がございます。

この中で環境省と協議してきたわけですけれども、このときありました指摘といたしましては、これは、後ほどご説明いたしますけれども、業界団体での対応状況というのが、どれだけ削減できるのかということ聞き取り調査を行っておりまして、それによりますと、22年度までに平均して39パーセント削減できますと22年度までに、という話がございます、それが原点になっておりますけれども、県で条例を作ろうとする場合に上乘せ規制的な内容の条例を作るということは、法律の中では、これは拒否するものではありませんが、法律の規制と事業者の自主的取組だけでは、排出削減効果が十分でなく必要な改善効果が期待できないことを県が説明する必要がある。ようするに法律の規定だけでは環境が改善しないんですよということを、県のほうで条例を作るんだったら説明してから条例化してくださいということを指摘されました。平成22年度の目標ということでしたので、時間的にも無理でしたものですから、それと、環境省のほうの説明といたしまして、22年度の結果を見て場合によっては規制を強化するというお話がございました。県のやり方と致しましては、部長室等とお話の中で、規制する条例ということではなくて、促進条例とするということに変更いたしまして、それが平成18年の3月のことでございます。そういった経緯がございます。

どういったことをやってきたかということ、その次のページに主な審議項目としてありますけれども、初めに、四角の中に参考として載せましたが、県で条例を制定するときにどういうやり方をするのかということを書いてあります。これは法律の担当課、政策法務課といいますけれども、そこの協議資料はこんなものを作るんですということです。まず、立法事実というものを作ります。これは、背景と致しまして、健康影響ですとか、原因物質、VOCと炭化水素、大気汚染の状況、二つ目としまして千葉県におけるこれまでの取組、光化学スモッグ対策ですとかSPM対策、それから他の都県市でVOCの条例をどうしているのか、国によるVOCの規制はどうなっているのかということの資料を作ります。この他に資料編というのが別途ありまして、かなりな量の資料になります。これがきちんとできるかどうかということで、それから先の状況というのがうまくいくかどうかというのが関わる基礎的な部分でございます。その次に作るのが要綱素案というものでして、これは、今言いました立法事実というものを基にしまして、骨子の案、この基礎という位置づけになります。これは懇談会での審議に使用いたしまして、これをつめていきました。その結果作ったものが、骨子案というものでして、条例の内容を説明するわけなんですけれども、この時には条例ですと第何条何々という形になりますけれども、その部分を普通の文言表現にするといったようなものを作ります。この形に致しまして、パブリックコメントですとか、千葉県の環境審議会ですとか、そういったものに説明資料として提出いたします。最後には、これらを基にいたしまして、条例の案をつくります。これは第何条何々という形のものですけれども、法規の担当課とともに条文について精査いたしまして、これを県議会に提案するという

ことです。最後の条例審査というのがあるんですけども、条例案を作る時には本当に缶詰状態になりまして、朝の10時から夜の10時過ぎまで、びっちり6日間位やりました。そういうことを経まして条例というものを作っております。

具体的な内容と致しまして(1)で揮発性有機化合物の排出抑制に係る自主的取組促進条例懇談会ということで、これは、先程副委員長からもお話がありましたとおり、桑波田委員と相原委員にはご出席いただきまして、ご意見をいただきました。大気保全課のホームページに載っておりますので、ご覧になっていただければと思ひまして、URLをつけておきました。平成18年の9月から12月に4回、各月1回やりまして、環境審議会に諮問する条例の骨子案を作成するために事務局案をたたき台にいたしまして、委員のご意見を伺ひまして、要綱素案を精査いたしました。主な項目と致しましてVOCの排出抑制の必要性についてということが内容になります。中身は条例とほとんど同じような中身なんですけれども、精査いたしました。

主な質疑の項目を載せてあります。ここでは、問だけ書いてありまして、答については書いてありませんけれども、これは千葉市さんと事情が異なる可能性がありますんで、あえて、答のほうは文書としては載せておりません。口頭でこれからご説明いたします。一つ目として、促進についてのインセンティブ、顕彰制度などについてのご質問・ご意見がございました。過去に先行していた削減を実施してきた事業者さんと比較が困難であるということがございまして、顕彰制度というものを作る場合には、何かしらの基準というものを作ってやらないと行政の好きな方向で表彰してしまうというのは非常に良くないことですので、一定の基準を作らなければいけないわけなんですけれども、そういったものを作ろうとした時に、今までの指導要綱ですと臨海部だけが対象で、法律は全国対象ですので、全県対象ということになりますから、先行しているところとそうでないところというのが、スタートが違ってきちゃうわけです。それで、皆さんの目で見やすいような、例えば削減率ということで、評価をする、基準を作ろうとすると、とても不公平になってしまうということですので、そういった困難があるということ、それともう一つ、先程、言いました経済産業省の資料なんですけれども、聞き取り調査をやったときの削減率の状況を見てみますと、業界によってかなり開きがある。20パーセントしかできないというところもあれば、100パーセントできますというところもありまして、平均して39ということになっているんですけども、困難度がかなり違っているという状況があるものですから、顕彰基準を策定することが非常に困難であるという結論になりまして、公表方法を工夫することで対応するということになりました。それから、責務という項目がございまして、事業者と県民のみならず、行政の責務規定も必要であると、ご意見いただきました。大気汚染防止法のほうでは、国の責務というのはございません。事業者の責務と国民の努力という形になっておりまして、国のほうの考え方としましては、国は事業者の中に入れていたというようなことですので、そういったスタンスをより明確にするために、県の責務というものを追加

することにいたしました。ウといたしまして、千葉県における光化学オキシダント濃度が高い理由は、ベンゼン、トルエン、キシレン、いわゆる BTX にあるというふうを考えるんだけれども、取り扱うものによって削減率を変えるべきではないかというご意見をいただきました。回答と致しましては、確かに、そういった面はあるんですけども、現状では、個別に削減率を設定するだけの知見が無いということがございます。ただ、参考までに、ベンゼンについては千葉市と、市原市と、袖ヶ浦市につきましてなんですけど、平成 11 年度を基準と致しまして、17 年度において 95 パーセント削減していただいているという、個別に既にベンゼンを排出する事業に対しては指導が進んでいるという状況があることを御理解いただきました。次のページに移りますけれども、工として、対策を実施しても増産等により VOC 排出量が増加する可能性があるんだけれども、これはどうしたらいいかというご意見がございまして、対策と課題について書き込める報告様式に変更するというので、そういった点を努力しているにもかかわらず、実際に企業ですから増産計画というのは当然あるわけで、その場合に、低く、努力をしていないというふうに見られては困るということに対する対応を考えております。それから、指針に定めるべきことは、明記するべきであるということで、もちろんそうですんで、指針に勝手に決めるということではよろしくないことと思ひまして、追加することと致しました。その他、書きやすい様式、分かりやすい公表の方法についての要望がありましたんで、検討することにいたしました。

(2) といたしまして、基本構造案それから骨子案に係るパブリックコメントなんですけれども、これを行いましたけど、平成 19 年 2 月 26 日から 3 月 26 日にかけて一月の期間あります。2 法人・団体から 4 件の意見・質問を頂きました。協定工場関係 2 件、対象外の発生源、具体的には移動発生源になりますけれどもこれに対してどうするのかということと、それから東京都でもっておりますアドバイザー制度というのがありますが、これをなんとか、県でも採用してくれないかという意見がございました。これについては、今月中にホームページで公開する予定なんです、今の段階で、公開の対象になるような発表は控えて欲しいという意見がございましたんで、これまでに、今日はさせていただきたいと思ひます。

3 つ目といたしまして、条例骨子案の事業者説明会を行いました。3 月 7 日に千葉市内で、それから、3 月 9 日に茂原市内で実施いたしました。ここで、出てきました質疑ですけれども、一つは、溶剤変更などの対策と税制優遇についてのご質問がございました。税の方は、私どものほうであまり詳しくないんですけども、VOC の排出施設に付随する処理装置が対象であるというお答えをしております。

それから、インナーフロート・内部浮屋根式の貯蔵タンクというのがあるわけなんですけど、これの出荷施設についても、インナーフロートの場合には対象外なのかというご質問をいただきまして、確かに、受入ロスですとか呼吸ロス、受入ロスというのは例えばガソリンを入れているタンクがありまして、そこに普段は上が空気で空いているわけ

ですから、空気が入っていてそこにガソリンが蒸気状であるんですけれども、新しくガソリンを入れますと、その蒸気が外に出て行ってしまうと、そういう場合の外に出る受入口スというもの、それと、呼吸ロスというのは、天気、太陽光線の加減でタンクの中が熱くなったり、冷えたりして膨張・収縮いたしますんで、そのときのロスということですが、これは確かにインナーフロートの場合ですと発生しないんですけれども、出荷時に発生するということから、対象といたしました、というお答えをしております。

それから、炭化水素回収装置で排ガスを回収している場合はどうすれば良いのかということの質問がございまして、それは、既に実施している対策を報告してもらうだけで良いというお答えをしております。

それから、能力の算定方法につきまして、基本としては一日の能力に30日かけたものを12か月分ということで出すのが基本なんですけれども、バッチ式のものにつきましては、色々、パターンが違いますので、最も稼働率の高かった時期の1ヶ月使用量を12ヶ月分、12倍して年間の使用量とするというお答えをしております。

それから、オといたしまして、千葉県以外で条例化しているところはどこかということで、関東の近県、東京都、神奈川、埼玉では条例化しております。

それと、業界や国に提出している資料を利用することはできないかと、同じような資料をたくさん出さなければいけないということで、それは、確かにわかるんですけど、回答といたしましては、後から検討することはあるかと思っておりますけれども、とりあえず、スタートはこれをお願いしたいというお答えをしております。

それから、他の発生源の影響はどうするのかということで、これはパブコメにも出てきましたけれども、このときお答えいたしましたのは、国のシミュレーションでは、9割が固定発生源からの排出だということで、移動発生源については、法律の対象外としているということ、それから、また、事業者においてもまだ把握していない発生源のあることがわかっているので、精査していただくということで、他の発生源についてはそういった具合にしたいというふうに思っています。企業においてもまだ把握していない発生源というのは、例えば、排水処理施設の方に流れていって、その排水処理施設のバブリングのところから大気中に出てしまうと、そういったものが現実にございまして、公害防止協定の事前協議の中でもそういったものに対する対応というものを指導しているところも既にございます。

それから、事業者の規模について、施設ごとで判断するのかということの質問がございましたけれども、一つの工場又は事業場において別表にある施設分を合計した使用量で判断するということを、お答えしております。

それと、PRTRのように物質ごとの報告になるのか、総量での報告になるのかというご質問がございまして、これについては、総量での報告であるというお答えをしております。

5ページに移りまして、回収装置を稼働させている場合、削減計画の中で更に削減さ

せようとする、新たな装置を設置するなどの対応が必要になるけれども、報告の方法など、どう理解するのかというご意見・ご質問がございました。確かに、先程申しましたけれども、12年度をベースに3割削減していただくということをお願いしております。しかも、千葉県の場合は、国の法律よりも先行して始めているわけですから、平成12年度には、もう既に対策をとっているというところがございます。そういったところに、さらに3割削減するというのは非常に厳しい状況になってきますので、そういった場合に、同じような削減率で公表されると、ちょっとかなわないというのが、ご意見だと思いますけれども、我々もそこは考慮いたしまして、12年度をベースに3割削減していただくことをお願いしているんで、それ以上の削減については事業者の判断にゆだねたいということと、先程のお答えにありましたように、表の書き方について、既に指導要綱で何割カットしているといったようなことを報告の中に書けるという先程の答えとあいまって、そういう対応をしていただきたいというお答えをしております。

それから、環境審議会の大気部会が3月26日と4月25日に開催されまして、その中で出ました意見といいますのは、一つ目が自主的な取組なのに罰則があるのはなぜかということがございます。自主的取組を促進するために設けた公表制度について虚偽の報告をされる可能性があるわけです。これは、この制度といいますか今回の条例案の特色でもあるんですけれども、対象事業者以外の方からの報告も受け付けてそれを公表するというのを載せております。それによって、促進したいという考えがあるわけですが、それを逆にとられますと、やってもいないことを書いて、公表してもらおうということによって、イメージアップを図ろうとする動きが全く無いとはいえないわけで、そういうことがございますと、制度そのものの存在にかかわることですので、そういったことを防ぐために設けたというお答えをしております。

次に、排出濃度規制で1割、自主的取組で2割を見込んでいるけれども、見込みはどうなんだろうというご質問がございまして、経済産業省が関係業界に聞取調査を行って、まとめた資料によりますと、これ経済産業省のホームページに出ておりますけれども、各業界でもバラツキはあります。先程言いましたとおり、例えば20パーセントから100パーセントまで色々あるわけですが、平均で39パーセント削減といった結果ということがございます。

それから、ウといたしまして、光化学オキシダントに係る環境基準の達成率が、ずっとゼロであったことを、県はどう考えているのかという、非常に難しいご質問をいただきまして、ゼロであった原因というのは、自動車の問題ですとか、東京湾の存在、汚れた空気が東京湾に集まってきて時間帯によっては、海風になって陸のほうに吹いてくるといった問題、それから、光化学反応における窒素酸化物とVOCの比率の問題など色々ございますけれども、そういった問題は考えられるにいたしましても、県としては体に悪いものは少なくする方向で削減していきたい、というお答えをしております。

大きな三つ目の千葉市・船橋市との連携についてということなんですけれども、下記

の点から、県条例の骨子案では、千葉市と船橋市については、条例の適用を除外しております。まず、その理由の一つ目が、今回の条例化と申しますが、大気汚染防止法の改正に端を発しているということがあります。イになりますけれども、大気汚染防止法では、施行令第13条第2項、色々各号ございますけれども、その中で、自治法の指定都市と中核市について、VOC関係の施設に関する設置等の届出受理、それから改善命令、それと立入検査等の権限を市長に適用しております。ウといたしまして、炭化水素対策指導要綱を両市がそれぞれ制定・運用していること。それから、エといたしまして地方分権の推進という観点、この四つの観点から、千葉市と船橋市については、条例の中では適用除外とすることとしております。

最後に、今後のスケジュールですが、当初、6月県議会に提案する予定でございましたけれども、色々ございまして、現状では9月の県議会に提案する線が濃厚になってきております。そのあと、例えば規則ですとか、指針ですとか決めまして、指針についてはパブリックコメントを別途行う予定でおります。私からは以上でございます。

【立本委員長】

はい、ありがとうございます。それでは、ただいまの木村室長さんのお話、さらにその前にございました千葉市からの趣旨説明等を合わせてご質問ありましたら、お願いしたいと思います。いかがでしょうか。

はい、どうぞ。

【中西委員】

先程千葉市の方から平成12年度のVOCの処理回収量というようなお話があったんですけども、実際平成12年度に比べてですね、今19年度ですから、その間かなりのVOCの削減というも行われていると思うんですけども、そのへんの量の把握というものはやっていらっしゃったら教えてもらいたい。

これは、木村さんのほうにもお聞きしたいですけれども。

【木村室長】

では、私からお答えいたします。今の段階では全ての回収量というのはつかんでおりません。今回の条例ができて報告義務というものが発生いたしますので、その内容で正確なところはわかるというスタンスです。

【立本委員長】

市の方はいかがですか。

【環境規制課長】

千葉市の方もつかんでおりません。

【立本委員長】

そうですか。

【中西委員】

あの、よろしいですか。

もう1割、2割平成12年に比べて減っている、3割減っているといったような場合ですね、もうやらなくていいのかという話にもなりかねないのですが、そのへんはどうなのでしょう。

【木村室長】

先程質問のあったところの内容と重複するかと思うんですけども、5ページの初めのところ、(5)のところですね、「さらに削減させようとする」というところが、まさしくそれにあたるかと思うんですけども、県の方の条例の中では、既に対策を実施していて平成12年度ベースで考えた場合に、さらに3割削減されているということであれば、それ以上の対策を実施するかどうかというのは事業者の判断ということです。

それ以上はしないということも当然ありうるということです。

【立本委員長】

よろしゅうございますか。そのほか。

【中西委員】

あと、もう一点なんですけれども。条例の説明をいただいた3ページなんですけれども、ベンゼン、トルエン、キシレンとありますけれども、このベンゼンというものは光化学反応性というのはほとんどないんです。有害大気汚染物質としては問題なんですけれども。だからあんまり入れない方がよろしんじゃないかと。ベンゼンはほとんどないので。トルエン、キシレンはあります。光化学反応性は、高い部類に入ります。

【立本委員長】

そうしますと、この点は千葉市がこれから検討していくときに、参考になるものですね。

例えば、千葉市のPRTR法でいきますと、トルエン、キシレンは高い方でしたよね。

【環境規制課長】

はい、高い方です。

【立本委員長】

私の記憶ではそうです。そのほか何か。

【相原委員】

千葉県の報告の5ページの見込みで、見込みは、濃度規制1割、自主規制2割という形で、全国平均で39%の推定と伺ったのですが、先程の千葉市の資料の資料2の3ページの円グラフで、全国と千葉県で排出量比率のバランスが全然違うんですが、これを補正はできないでしょうか。全国ですと塗料が半分以上ありますが、千葉県では塗料がその半分で、また、接着剤等が多い等、産業の分布が異なりますので、補正とかはできないですか。

【木村室長】

業界毎の補正というのは、法律の方でも考えておりませんので、今回の条例の制定の発端というのがさっきもお話いたしましたけれども、大防法の改正に端を発しておりま

して、ですから、精神というのは条例も法律も変わらないようなスタンスでいきたいと、とりあえず思っております。ただ、ご説明いたしましたけれども、環境省さんの方で22年度の結果を見て、さらに濃度規制を厳しくしていくというようなことを発言していらっしゃいますので、そのときに、業界毎の見直しをすとか、物質毎の見直しをすとか、施設毎の見直しをすとか、裾を広げるとか、もっと小さいものまで対象にするとか、いろいろ規制強化というのはあると思いますけれども、そういったところで対応していくのではないかと思います。現状では、条例の中では、変えていくという考えはございません。

【相原委員】

ですから、見込みがある程度、先程業界によって差があるよ、ということで、全国で39ということだったんですけれども、千葉県として何かここの補正で見込みをもうちょっと出せないかな、ということです。規制の話ではなくて、見込みですね。

【木村室長】

見込みですか。残念ながら資料がそこまでうまく出せるかどうかというのが。

【立本委員長】

そのほか何かございませんか。

【松川委員】

よろしいですか。削減率というお話がありまして、その中でどこかの質問事項で増産があったときはどうするんだという質問が出ていたと思います。

例えば、省エネ法でいきますと原単位管理という考え方がありますがけれども、それをとらずに総量規制的な削減率を取られる理由はいったい何でしょうか。

【木村室長】

これもあの、原単位管理という考え方も確かにあるんですが、とりあえず条例を作るときのベースというのが、法律の改正をベースにしておりますものですから、それに従ったということです。今まで排出濃度規制をずっとベースでやってきたものを大きく転換してベストミックスというものを始めたということです。確かに運用にあたってこれから問題点は出てくると思います。それをここ数年のうちに出てくると思いますので、直すべきところはまた直していきたいと思っております。今のところはまだ総量規制です。

【松川委員】

先程ベストミックスという考え方の中で自主的な取組があるというお話なので、われわれ企業の立場としては、自主的な取り組みの中でどれだけ企業が努力をしたかという成果を出すために、削減率というよりか原単位管理の方がどれだけ努力をしたかという成果が非常に評価しやすいのではないかとこのようにいう考え方を私は持っています。

【立本委員長】

今後は千葉市なものですから、千葉市といたしましては、今のような案も十分考慮し

て取り組みを考えていくというような方向にさせてください。

先程の話の中で、業界によって削減率が違うというようなお話がございましたけれど、規模の大小と申しますか、千葉市を見ますと、大企業といわれるようなところと群小工場とではずいぶん考え方が違って来る。あるいは、群小工場で特に揮発性物質等の維持管理や削減というのは難しいようなところがあると思いますが、そういったところの指導というところはどのように考えていますか。そういったところも考えてこれからどのように対応しようとしているのですか。指導のあり方は、自主的にやってくださいということだけなんでしょうか。あるいは、情報を流してVOCの削減手法はこういう方法がありますよ、ということも市は指導していこうと考えているのですか。

【環境規制課長】

揮発性有機化合物取扱い事業者以外の事業者という形で、うちの方の情報も流していきながら自主的に取り組んでいただきたいという風には考えております。ですから、情報はできるだけ周知していくようにはしたいと思っております。

【立本委員長】

それから、もう一点。説明のところ、千葉市の説明会で企業が140社くらいお見えになっていたというのは、それは、主旨はどういうことなんですか。例えば千葉市ならびに中核市を除外する中で、県の趣旨説明があるというのは、どういう意味合いがあって、千葉市で説明をされたのでしょうか。

【木村室長】

場所として、県の真ん中でみんなが集まりやすいところというのがまず第一点で、千葉市で行いました。臨海部の代表として千葉市、内陸部として茂原を選びました。

【立本委員長】

千葉市の企業が対象かなと思って。そのほか、なにか。

【松川委員】

県の方では、報告の徴収というところで立入検査ということを追加しましたということで、具体的に立入検査というのはどういった検査をされるんでしょうか。どちらかという自主的な、この条例案では報告というのが基本的な大きな要素だと思うんですけども、わざわざ企業に出向いて立入検査をするとはどういう内容でしょうか。

【木村室長】

実はこれは条例の審査の段階で法規担当から出た意見なんですけれども、報告徴収をするということはプレッシャーになるんですけれども、既に虚偽の報告をしているところに対して、文書で報告を求めてもなら意味がないんじゃないかと、であれば、立入検査という項目を追加しておいて、条例上のスタンスを明確にするべきだろうということで、特に具体的にどれを調べるということではなくて、公表するということに対して社会的な責任を負っているわけですから、その信頼性を高めるために、立入検査権を明示しておきなさいということで、追加いたしました。

【立本委員長】

そのほか、市民を代表して、市民の立場でいかがですか。

【桑波田副委員長】

1 ページのところのワーストの上位で 12 年 13 年 16 年の場合は 3 位から外れていますね。外れている原因はいいことなのですが、その原因というのはどういうことですか？

もう一つですが、4 ページの溶剤使用施設というところで、具体的に千葉市内の 26% の工場の内訳的な部分というのはありますか。

【木村室長】

光化学スモッグの発令の日数ということでよろしいでしょうか。15 年度がワースト 1 位になっていないということなんですが、ワースト 3 位なんです。日数で 1 位が 19 日 2 位が 14 日、3 位千葉県が 11 日ということです。例えば、18 年度の結果を見ますと、千葉は 11 日で全国で 6 位になっているんですけども、その原因として考えられますのは、気象的な条件が多く考えられると思います。いつもに比べますと、東とか南の風が多くて、通常であれば夏は、南西の風が多いもんですから、東京湾からの風が内陸の方に動くような形になるんですけども、そういった形ではなくて、夏場に東ですとか南の風が多かったという気象的場条件で千葉は少なかったととらえております。

【立本委員長】

そのほか何かございませんか。

第一回目ですので、意見が出てくるかと思えますけれども。

もしなければ、ただいまいろいろ県の施策・助言等そういったことも含めまして今日の意見を事務局の方でまとめていただいて、条例のあり方だとかそういったことを整理をしていただきます。

質問がなければ、皆様をお願いと申しますが、ご了解を得るところなんですが、このたび(仮称)千葉市揮発性有機化合物の排出及び飛散の抑制のための取組の促進に係る条例制定のあり方についてご審議をいただくわけですけども、千葉市環境保全条例第 25 条に炭化水素系物質に係る措置に係る規定というのがございまして、大気汚染防止法の改正もあって、今回検討している条例との整合性特に内容ではなく用語ですね。今までは炭化水素系物質と言っていたのを、このたびの揮発性有機化合物という用語の整合性を得るために、変えさせていただきたいということなんです。環境保全推進計画部会のほうで、検討されることであろうかと思えますけれども、この委員会で、用語の変更をさせていただきたいと思えますけれども、いかがですか、よろしゅうございますか。

【相原委員】

変更というのは。

【立本委員長】

今までの書き方は炭化水素系物質というようになっていた。その言葉を揮発性有機化

合物に置き換えたい、そのことだけです。

【松川委員】

中西先生がご専門ではないですか。

【中西委員】

炭化水素のほうが広いと思います。そういう意味では、VOC は揮発性。炭化水素は揮発性が低くても炭化水素です。

【立本委員】

そうですね、狭まるわけですね。

【相原委員】

千葉市で、炭化水素を規定して沸点とかで、切ってませんでしたっけ。

【事務局】

その件について説明させていただきます。

25条の規定でございますけれども、「事業者は工場等において炭化水素系物質が大気中に排出されるのを抑制するために必要な措置を講じなければならない」という努力規定的に記載されたものでございまして、炭化水素系物質につきましても大気中への排出ということ限定しておりますので、今般、話題となっております揮発性有機化合物ということと同じ意味合いで用いているものというふうに、私共考えているところでございます。

【木村室長】

県の場合について、参考までに申し上げますと、まず、指導要綱の中では炭化水素ということで、炭化水素系ではなくて炭化水素になっています。これは、炭化水素ということであれば、炭素と水素の化合物ですんで、ところが、保全条例のほうでは、炭化水素系ということで、同じ揮発性有機化合物と同じ概念でつかまえております。今回、改正するに至った経緯と言いますのは、以前は炭化水素系物質ということが法律上に無かったんですけれども、今回、大気汚染防止法が改正されまして、揮発性有機化合物という名称がきちんと出ましたんで、それに合わせて、関係する保全条例の中の言葉もそれに従って改めましょうとそういう内容でございます。

【立本委員長】

はい、どうぞ。

【相原委員】

要綱の中で、沸点が150度以下とか出てますよね、言葉の定義で。その定義とちょっと違いますか。

【木村室長】

指導要綱の炭化水素と違ひまして、保全条例のほうの言葉なんです。保全条例のほうは炭化水素系物質という言い方をしまして、その場合には、法律で言いました揮発性有機化合物と同じ概念ということで捉えております。

【立本委員長】

よろしゅうございますか。その他、用語の整合性を得るということで、千葉市の場合は、現在は炭化水素系物質というように書かれていて、それを揮発性有機化合物というように変えさせていただく。本専門委員会としては、整合性をとるために変えさせていただくということで、よろしゅうございますか。
ありがとうございます。

議題3：その他

【立本委員長】

次に、議題3でございますけれども、その他とありますが、何か委員の方でございますか。

【桑波田副委員長】

先程、ちょっと説明されたかと思いますが、この条例の制定に向けての進め方について

【立本委員長】

どうですか、今後のスケジュール

【環境規制課長】

それでは、事務局のほうからスケジュール関係を含めた形でご説明させていただきます。

まず、本日配布させていただきました資料等に関するご質問・ご意見等がございましたら、誠に恐縮ではございますけれども、只今、配布させていただきます別紙によりまして、6月4日を目途に事務局までご連絡をいただければと思います。よろしく願いいたします。

また、今後の日程についてですが、委員会の開催につきましては、本日を含め3回程度を予定しております。次の委員会で中間とりまとめをしていただいた後に、環境保全推進計画部会にあげまして、8月の中旬から9月の中旬を予定しておりますけれども、パブリックコメントに準じた手続きを行い、それから、10月上旬に第3回の委員会を開催したいと考えております。さらに、本委員会の上部機関でございます千葉市環境審議会の委員の任期が6月いっぱいですので、次の専門委員会を6月の最終週に開催をしていただければというふうに考えてございます。あまり、日程に余裕がございませんけれども、できれば、この場で調整させていただきたいと思っておりますのでよろしく願いいたします。

【立本委員長】

日程ですね、3回行うということで、次回を6月の最終の方ということなんですが。

【環境規制課長】

6月の22日の金曜日から28日の木曜日、午前、午後、という形で考えております

けれども、いかが致しましょうか。

【立本委員長】

金曜日いかがですか。6月の22日の午後ということにさせていただきます。

時間は2時ということで、場所は追ってお知らせするという事と。

それでは、色々問題等がございましたら、今、配られました用紙にお書きいただき又は電話等、メール等でも結構でございますので、事務局のほうにお知らせ願いたい。

以上ですべてでございます。

今日は、千葉県の方から、木村室長さんに千葉県の制定等に至った経緯等をご説明いただき、また、貴重な意見を頂きました、本当にありがとうございました。それでは、本日の委員会は以上ですべて終わりましたので、これでお開きにさせていただきたいと思っております。

【環境規制課長】

事務局から一点ほどお願いします。

本日の会議の議事録につきましては、公開の対象となっておりますので、後日、議事録案を送付させていただきます。委員の皆様にご確認をお願いしたいと存じます。以上でございます。

【立本委員長】

それでは、よろしく願いいたします。どうもありがとうございました。

【事務局】

それでは、以上をもちまして、第1回大気環境保全専門委員会を終了とさせていただきます。長時間にわたりまして審議の方ありがとうございました。お疲れ様でした。

以 上